

第150号議案

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年11月29日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八王子市長等の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の23.5</u> を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の23.0</u> を乗じて得た額とする。

第2条 八王子市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の23.2.5</u> を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の23.5</u> を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八王子市長等の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 この条例による改正前の八王子市長等の給与に関する条例の規定に基づいて八王子市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び固定資産評価員に支払われた令和元年12月期の期末手当は、新条例の規定による令和元年12月期の期末手当の内払とみなす。